

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 3 0 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護サービス事業所によるサービス継続について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、介護を必要とする方々のため、可能な限りサービスをご継続いただき感謝申し上げます。

標記の件について、厚生労働省及び岐阜県より事務連絡がありました。介護サービスの継続については、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されるよう、別添文書の内容に十分留意した対応を取っていただきますようお願いいたします。

なお、令和2年4月17日付の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（介護サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請について」（高第82号 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知）においてもサービスの継続を要請しており、標記通知と併せて再度周知させていただきますので、ご確認のほどよろしくをお願いいたします。

記

1 添付文書

- ① 介護保険最新情報 Vol.824
介護サービス事業所によるサービス継続について
- ② 令和2年4月17日付岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（介護サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請について
- ③ 【別紙】新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく「適切な感染防止対策」の内容
- ④ 令和2年4月17日付岐阜県健康福祉部高齢福祉課長通知
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（介護サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請に係る留意事項について

| | |
|------|--|
| 担当 | 各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村) |
| 電話番号 | 058-383-2067 (直通) |
| FAX | 058-383-6365 (市代表) |
| Eメール | kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表) |